

茅ヶ崎市職員住居手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第23号

茅ヶ崎市職員住居手当規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市職員住居手当規則（平成28年茅ヶ崎市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第16条第1項第1号」を「第16条第1項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計のみちがなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第13条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

第3条及び第4条を削る。

第5条第1項中「、住宅の所有関係等」を削り、同条を第3条とし、第6条を第4条とする。

第7条中「第5条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第5条とする。

第8条第1項中「欠くに至った日」の次に「（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）」を加え、同項ただし書中「第5条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。